

議会議案第一号

石川県議会基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条）

第二章 基本理念（第二条―第五条）

第三章 議会及び議員の役割と活動（第六条―第十二条）

第四章 議会と執行機関との関係（第十三条―第十五条）

第五章 開かれた議会の推進（第十六条―第十八条）

第六章 議員の政治倫理（第十九条）

第七章 補則（第二十条・第二十一条）

附則

平成七年に制定された地方分権推進法は、その後、いわゆる地方分権一括法や地方分権改革推進法の法整備を経て、今日に至っている。

こうした中、地方議会の果たすべき役割及び責務の重要性が増大している。

本県議会においても、その動きに呼応し、今まで政治倫理や政務調査費の透明化をはじめとする議会改革に取り組んできたが、これまで以上にその役割を果たしていくため、開かれた議会運営と政策審議の一層の活発化が求められている。

ここに、本県議会は、議会における最高規範として、議会の基本理念及び役割を明らかにするとともに、議会と県民及び知事その他の執行機関との関係を定めることにより、県民の負託にこたえるべく、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、二元代表制の下、議会が県の意思決定を担う議事機関としての責任を自覚し、その基本理念、活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、県民の負託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

第二章 基本理念

(議会及び議員の役割と活動)

第二条 議会は、その役割を適切に果たすことができるよう、議会の自主性及び自立性を高め、その権能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立に取り組みものとする。

2 議会の構成員たる議員は、選挙により選ばれた県民の代表者として、その負託と信頼に全力でこたえる責務があり、議会活動を通じて、広く県政全般の課題及びこれらに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるよう取り組むものとする。

(議会と執行機関との関係)

第三条 議会は、二元代表制の下、知事との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、知事その他の他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を通じて、県勢の発展を促すものとする。

(開かれた議会の推進)

第四条 議会は、その活動に関する情報公開を推進し、議会の意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、常に県民に開かれた議会運営を行うものとする。

(議員の政治倫理)

第五条 議会活動の基本となる議員の政治倫理の確立は、県民の議会に対する信頼を確立するための

根幹であり、議員は、県民の負託にこたえるため、その責務を果たすとともに、規範を遵守しなければならぬ。

第三章 議会及び議員の役割と活動

（議会の役割）

第六条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 議事機関として、議決により、県意思決定を行うこと。
- 二 議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- 三 意見書等により、関係機関に対し意見表明を行うこと。
- 四 知事等の行財政の運営状況を監視し、その結果を評価すること。
- 五 議会活動の透明性を確保するとともに、議会の会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に
関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）の設置目的を達成するため、議員
相互間の討議を活発化させること。

六 議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に公表すること。

（議長の役割）

第七条 議長は、この条例に基づき、議会の機能と権限の強化に向け、先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 議長は、会議に付議すべき案件が生じたときと判断した際には、議会運営委員会の議決を経て、知事に対し、臨時会の招集を請求することができる。

（議員の役割）

第八条 議員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- 一 会議等で審議、審査等を行い、必要に応じて、議案を提出すること。
- 二 会議等における審議、審査等不断の議会活動に資するため、知事等に資料の提出又は説明を求

めるほか、国内外を問わず、必要な調査研究を行うこと。

三 県民の意思を県政に反映させるため、県政について、県民の意見を聴き、及び県民に説明すること。

(会派)

第九条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、会派を結成することができる。

2 会派は、議会内の自立的な団体として、議員の活動を支援し、及び会派の会議を主催するほか、調査研究、政策提言、予算要望、広報活動等の実施主体となることができる。

3 議会は、必要と認めるときは、会派間の協議の場を設けることができる。

(議会改革及び機能強化)

第十条 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する検討組織を設置することができる。

2 議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査、諮問等のための機関を設置することができる。

3 議会は、県民参加の機会の充実に努めるため、委員会における公聴会及び参考人の制度の積極的な活用に努めるものとする。

4 議長は、議会の政策立案機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

5 議長は、議会事務局職員の任免を行うとともに、専門的な知識経験を有する職員の任用及び職員の専門的能力の養成に努めるものとする。

6 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の充実に努めるものとする。

(政策調査会等の設置)

第十一条 議会は、県政の課題に関する調査等のために、議員で構成する政策調査会等を設置することができる。

（広域交流及び連携の推進）

第十二条 議会は、他の地方公共団体の議会との広域交流及び連携を通じて、単独又は共同で、地方分権の時代にふさわしい政策提案等、議会活動の活性化に向けた取組を強化するものとする。

第四章 議会と執行機関との関係

（議会への説明）

第十三条 知事等は、予算編成の基本方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にその内容を説明するよう努めるものとする。

（議会活動の尊重）

第十四条 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、議会からの政策提言等の趣旨を尊重するものとする。

（知事等の質問等）

第十五条 知事等は、本会議又は委員会における議員の質疑又は質問に対して、議長又は委員長の許可を得て、質問し、又は意見を述べることができる。

第五章 開かれた議会の推進

（県民への説明等）

第十六条 議会は、その諸活動を積極的に県民に対し説明するよう努めるものとする。

2 議会は、議会に対する県民の意見の把握及び多様な媒体を用いた県民への情報提供に努めるものとする。

（委員会の公開）

第十七条 委員会は、原則として公開する。

（議会の情報公開の推進）

第十八条 議会は、石川県情報公開条例（平成十二年石川県条例第四十六号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、本会議及び委員会に関する資料については、議会図書室において県民が閲覧できるようにしなければならない。

2 議会は、その保有する情報の提供に努めなければならない。

第六章 議員の政治倫理

第十九条 議員は、県民の負託にこたえるため、県民の代表として、良心と責任感を持って、常に倫理及び品位の保持に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

第七章 補則

（他の条例との関係）

第二十条 この条例は、議会に関する基本的な事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

（条例の見直し）

第二十一条 議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第二号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例（昭和三十一年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

（委員会の公開）

第十五条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決で秘密会とすることができる。

（傍聴の取扱い）

第十六条 委員長は、秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっている。一方、日本はOECD諸国に比べると、1学級当たり及び教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。今の子どもたちは、以前に比べ様々な価値観や個性・ニーズを持っており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行う必要がある。そのためには、学級規模を引き下げる必要があり、多くの保護者も少人数学級を望んでいることは明らかである。

全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、自治体財政が逼迫している中でOECD諸国並みの教育環境を整備するためには、国の財政負担と責任で少人数学級（標準定数法改正）にすることが必要である。

よって、国におかれては、こうした観点から、2011年度政府の概算要求に向けて、下記の事項が実現するよう強く要望する。

記

- 1 少人数学級を推進すること。
- 2 子どもと向き合える時間の確保ができるよう、教職員の定数改善や事務負担の軽減を行うとともに、日頃努力している教員を強力に応援し、資質の向上をはかること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第4号

子宮頸がんの予防ワクチン接種の公費助成
及び検診受診率向上対策を求める意見書

子宮頸がんについては、国内で毎年1万人以上が新たに発症し、約2,500人が亡くなっている。特に20代、30代の若い女性の発症率は増加傾向にあり、子宮頸がん対策は、少子化対策の観点からも喫緊の課題である。

子宮頸がんは、そのほとんどがヒトパピローマウイルス（HPV）による感染が原因となっており、このHPV感染を予防するワクチン（HPVワクチン）接種と定期的ながん検診を組み合わせることにより、発症率及び死亡率は大幅に軽減できるとされている。このため、我が国におけるワクチン接種の普及及び検診受診率の向上が強く求められているところである。

しかしながら、HPVワクチンは任意接種であるため、費用の全額が自己負担となっており、十分な免疫をつけるために必要な回数（3回）を接種した場合、3万円～4万円と高額であることが、ワクチン接種普及の足かせとなっている。

また、子宮頸がんの初期は自覚症状がほとんどなく、早期発見のためには、定期的な検診が重要とされているが、我が国における子宮頸がん検診の受診率は2割程度にとどまっており、「がん対策推進基本計画」の目標値である50%からはほど遠い状況にある。

よって、国におかれては、子宮頸がんの予防及び早期発見・早期治療を推進するため、下記の事項について早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 HPVワクチンの普及啓発を図るとともに、全国一律の公費負担制度を導入すること。
- 2 子宮頸がんに対する正しい知識の普及、予防意識の醸成を図るなど、検診受診率の向上に向けた対策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

歯科医療の充実を求める意見書

80歳で20本以上自分の歯を残そうという8020運動の開始以来20年余が経過し、最新の調査（平成17年）では目標達成者が24.1%に達したところである。

この間、歯や口腔の健康が、肺炎をはじめさまざまな疾病の予防につながり、全身の健康維持に大きく貢献することが明らかになるとともに、残った歯の数が多く人ほど医療費の額が少ないという調査結果も報告されている。

しかしながら、高齢者の大部分が8020未達成者であることを考えれば、今後の健康で豊かな高齢社会の実現のためには、口腔ケアの一層の充実とより早期に質の高い歯科医療を提供することが極めて重要であると考えます。

平成22年度の診療報酬改定により、歯科医療費は10年ぶりの引き上げとなったものの、依然として医療費の総枠は低く抑えられている。そうした中、近年、国外で作成された歯科補てつ物を患者に使用する例が見受けられるが、その安全性を担保する法制度がないため、健康被害の発生が懸念されている。

また、十分な口腔ケアを受けられない在宅高齢者や寝たきり者等が増加しているが、地域では在宅歯科医療を担う歯科医師や歯科衛生士が不足しているとともに、歯科衛生士・歯科技工士養成所の定員割れが進んでいる。

よって、国におかれては、国民の健康の原点である歯及び口腔の健康を守り、安全、安心な歯科医療を実現するため、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

- 1 質の高い歯科医療を確保するため、歯科医療費の総枠を拡大すること。
- 2 国外で作成された歯科医療用の補てつ物について、法的整備も含めた実効性のある対策を速やかに講じること。
- 3 歯科保健医療を支える歯科医療職である歯科衛生士、歯科技工士の養成・確保対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

鳥獣被害防止対策については、平成19年に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が制定され、平成20年度以降、鳥獣被害防止総合対策事業として、ソフト・ハードの両面から支援策が講じられてきたところである。

しかしながら、本事業の事業期間は平成22年度限りとされており、加えて、平成22年度には事業仕分けにより、交付金の額が削減されている。

イノシシの生息地が北上し、近年、被害が拡大している地域では、防護柵などの鳥獣被害防止施設の整備が遅れており、今後、更に被害が深刻化することが危惧されている。

よって、国におかれては、被害防止の観点から継続した対策が必要であり、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 鳥獣被害防止対策については、鳥獣被害防止特別措置法の趣旨を踏まえ、国の責任において推進することとし、平成23年度以降も継続すること。
 - 2 鳥獣被害防止総合対策事業については、市町ごとに策定する被害防止計画が達成できるよう、必要な予算額を確保すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第7号

小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書

本年3月13日未明に発生した札幌市の認知症グループホームの火災は、入居者7名が亡くなるという大変悲惨な結果となった。以前にも平成18年に長崎県大村市、平成21年には群馬県渋川市で、同様の火災により多くの犠牲者を出している。

政府は、平成18年に長崎県大村市で起きた火災を受け、平成19年6月に消防法施行令を一部改正し、認知症グループホームにおける防火体制の強化を図った。平成21年度からは、厚生労働省も「既存小規模福祉施設スプリンクラー等整備事業」でスプリンクラーを設置する施設に対し交付金措置を行うなど、対策を進めてきた。

しかしながら、今回札幌で火災が起こった施設は、スプリンクラー設置基準である275㎡未満の施設であり、こうした小規模施設がこれからも増加する傾向にある。

よって、国におかれては、防火体制の強化に向けて下記の事項について強く要望する。

記

- 1 275㎡未満の施設も含め、全てのグループホームにスプリンクラーの設置を義務化するとともに、交付金等による国の支援を拡充すること。
- 2 小規模グループホームにおける人員配置基準を拡充するとともに、介護報酬の引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

平成21年度大学等卒業予定者の就職内定率は、本年2月1日時点で80%となり、前年同期比6.3%減で過去最低となった。社会人として第一歩を踏み出す時に職業に就けないということは、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態である。

こうした中で、大企業を中心とした「新卒優先採用」の雇用慣行が卒業後の就職活動を困難にするため、就職活動に有利な「新卒」の立場を続けるために敢えて留年する「希望留年者」を生み出している。今春、就職未定の新卒者は大学・高校卒などで約20万人とも推計されているが、この推計には希望留年者は含まれていないため、未就職新卒者は実質的に20万人以上に上るとみられている。

また、景気低迷が続く中で大企業の採用が落ち込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が強く、一方で、中小企業は、採用意欲が高いにもかかわらず人材が不足している、といった雇用のミスマッチ（不適合）の解消も喫緊の課題といえる。

若者の厳しい雇用情勢に対応するため、速やかに国を挙げて雇用確保のための成長戦略をはじめ、経済政策、雇用支援策など全面的に手を打つべきである。

よって、国におかれては、特に未就職新卒者の支援のため、下記の事項について早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 大企業を中心とした「新卒優先採用」という雇用慣行や就職活動の早期化を見直し、卒業後3年間は「新卒」扱いにするなど、企業、大学の間で新しいルールを策定すること。
 - 2 大企業志向を強める学生と人材不足の中小企業を結び付けるための情報提供等を強化するなど、雇用のミスマッチを解消すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

国家公務員制度に準じた地方公務員制度の改革を求める意見書

地方分権の進展に対応し、地方公共団体が住民に対し質の高い行政サービスを効率的・安定的に提供していくためには、地方公務員が能力を最大限発揮し、地域の諸課題に取り組んでいくことができるようにすることが必要である。

このため、地方公務員制度においても、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の実情を十分勘案しながら、国家公務員制度の改革に準じた改革を進める必要がある。

しかしながら、能力本位の任用制度の確立、新たな人事評価制度の構築、退職管理の適正な確保、不正な再就職あっせんに対する罰則の整備などを盛り込んだ地方公務員法改正案は、平成19年の通常国会に提出され、継続審査となっていたが、衆議院の解散に伴い廃案となった。現在、国家公務員制度改革の法案は成立しているが、地方公務員制度の改革法案は未成立の状態である。

政府は、公務員制度改革を政治主導で取り組む姿勢を明確にしているが、政治・行政の信頼回復のためには、地方公務員についても国家公務員と同様の改革を進めなければいけない。また、ヤミ専従や不法な政治活動に取り組む地方公務員に対しても毅然たる態度で臨むことが必要である。

能力本位での適材適所の任用や、能力・職責・業績が適切に反映される給与処遇を実現し、真の地方分権に対応した質の高い政策形成能力を有する人材育成に取り組むためにも、国におかれては、地方公務員法の改正に取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

ばらまき政策を排し、財政の健全化を求める意見書

わが国の財政は、世界的な景気後退の中で税収が大きく減少し、国と地方を合わせた長期債務残高が今年度末に862兆円に達するなど、危機的な状況にある。平成22年度予算で歳出が膨らんだ要因が、民主党の無茶なマニフェストにあることは明らかである。子ども手当に象徴される理念なきばらまき政策は、国民の財政に対する不信感、将来に対する不安感を増幅している。歳出と歳入を一体的に改革し、財源の裏付けのある社会保障制度を確立することが急務である。

よって、国におかれては、理念なきばらまき政策を中止するとともに、財政を健全化するため、下記の施策を推進されることを強く要望する。

記

- 1 年金、医療、介護などの社会保障制度をさらに充実させるため、経済状況の好転と税金の無駄遣い撲滅を前提に、消費税を含む税制の抜本改革を行うこと。
 - 2 健全財政の維持を内閣の責任とする「財政責任法」を法制化し、「恒久政策には恒久財源」の原則を確立すること。
 - 3 単なるばらまきでしかない子ども手当を全面的に見直し、保育所の整備・拡充や幼児教育無償化など、子育て家庭が真に必要なサービスを実施すること。
 - 4 公務員の天下りの根絶、独立行政法人などでの税金の無駄遣いの撲滅など、徹底した行政改革を行うとともに、国家公務員人件費を2割削減すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
行政刷新担当大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書

政府は、平成22年度予算に子ども手当の支給を盛り込んだ。世帯の収入に関係なく一律で手当を支給することは、家庭の教育費格差を拡大することにも繋がり、抜本的な少子化対策のためには不十分と言わざるを得ない。子育て世代は幼児教育、保育サービスの充実を求めており、こうしたニーズに応える施策を的確に打ち出す必要がある。

特に、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、すべての子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することが求められる。

また、待機児童を解消し、国民が安心して子供を産み、育てる社会づくりを進めなければならない。

よって、国におかれては、下記の事項の実現に努めるよう強く要望する。

記

- 1 幼児教育に対する子育て世帯の負担を段階的に軽減するため、幼児教育無償化に取り組むこと。
- 2 国の責任の下、児童福祉の原則を踏まえた保育の質の確保に努め、保育所の拡充や家庭的保育（保育ママ）の拡充を図り、仕事と子育ての両立ができる社会の実現に取り組むこと。
- 3 待機児童解消に努める地方自治体の創意工夫を最大限生かせるよう支援のあり方を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 6 月 23 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
国 家 戦 略 担 当 大 臣
内 閣 官 房 長 官

あて

教育公務員特例法の早期改正を求める意見書

北海道教職員組合（以下「北教組」という。）が、民主党の小林千代美前衆議院議員の陣営に不正な資金を提供していた疑いが持たれている事件は、3月1日に札幌地検が北教組の委員長代理以下の幹部を政治資金規正法違反容疑で逮捕するという、重大な事態に発展した。

教職員組合の違法な選挙活動については、平成18年に山梨県教職員組合（以下「山教組」という。）が参議院選挙で民主党の輿石東参議院議員を応援するために、組合員の教職員から政治資金を集め、政治団体の政治資金収支報告書に虚偽の記載をしたとして、政治資金規正法違反で有罪となるなどの事件がこれまでも起きている。子供たちに対して強い影響力・支配力を持つ教員の政治的行為については、かねてから厳正に中立を保つべきと指摘されていたところであり、教育公務員特例法第18条では、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限を定められているものの、違反に対する罰則規定がないことから、北教組や山教組の事件などを見ると、残念ながら、同法の実効性が担保されているとは言い難い状況にある。

鳩山前内閣総理大臣もこのような状況を認め、3月1日の衆議院予算委員会において「教育公務員特例法」の改正について川端文部科学大臣に検討させるとの答弁を行った。改正すべき点は、公立学校の教育公務員が政治的行為の制限に違反した場合には、国家公務員並みの罰則を適用することのみと単純明快なものであり、何ら適法な教職員の活動に制限を設けるものではない。

よって、国におかれては、直ちに法改正に着手するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第13号

「助け合い共済」が従来どおり運営できるよう
保険業法の制度と運用の見直しを求める意見書

2006年4月1日に施行された改正保険業法の趣旨は、共済などの名を語り、不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行い被害を与えた、マルチ商法的勧誘方法で加入させる根拠法のない共済（以下「マルチ共済」という。）の規制が目的であった。

しかしながら、構成員の自主的な助け合いを目的とした共済（以下「助け合い共済」という。）をマルチ共済と同視し、一律に規制することは、非営利の団体自治を貫く助け合い共済制度の存続を脅かすことになる。現に、同法の施行後、中小自営業者や開業医などを構成員とする助け合い共済が存続の危機に追い込まれている。

今、求められることは、非営利団体の構成員誰もが「助ける喜び」、「助けられる喜び」を共有し合える共済制度を守ることであり、過度な規制や監督のあり方を正す必要がある。

よって、国におかれては、これまで健全に運営してきた「助け合い共済」が、従来どおり運営できるよう支援し、下記の事項について早期に改善することを強く要望する。

記

- 1 構成員の自主的な助け合いを目的とした共済制度が、従来どおり運営できるよう支援すること。
 - 2 保険業法の制度と運用の見直しをはかり、「助け合い共済」を保険業法の適用除外とすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
金融担当大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第14号

「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」
(人権侵害救済法) 成立に反対を求める意見書

過去に、審議未了・廃案となった人権擁護法案について、政府は、新たに「人権侵害救済法案」として早期に提出したいとしているが、このことに対し、大きな懸念を表明する。

人を出生や宗教などで差別することや虐待することは、断じて許されないことであり、人権侵害はあってはならないことであって、法案の理想そのものには異を唱えるものではない。

問題は、規制のあり方にある。

いわゆる人権侵害救済法案では、差別や人権侵害があった、あるいはその恐れがあるという認識に基づいて一般救済措置及び特別救済措置を行う人権救済機関が内閣府の外局として設置されることとなっているが、差別及び人権侵害の定義があいまいであり、人権救済機関に所属する委員によって恣意的な運用が行われる危険性がある。

すなわち、市民の良心に従った自由で正当な表現行為であったとしても、人権救済機関が差別や人権侵害と認定した場合、規制されたり罰則を受ける恐れがあり、このような行為は、国民の言論、表現の自由を直接的、間接的に抑圧することになりかねないことであり、憲法の理念を踏みにじりかねないことである。

そもそも、不当な差別や人権侵害などは、健全な社会、健全な人間関係の下において存在しないものであり、それ故に、私たちは、まず健全な社会、健全な人間関係を築くよう努力すべきである。

行政機関としては、教育政策を充実し、市民の社会活動を活発に行うことなどを通じて、差別及び人権侵害のない社会を創出することがより重要である。このようなことは、罰則を課したり取り締まることにそぐわないことであり、無理に行えば、逆に行政機関によって新たな人権侵害を起こすことになりかねないことである。

よって、国におかれては、人権侵害救済法案の成立がなされないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

教育再生・教育の正常化の徹底を求める意見書

日本教職員組合（以下「日教組」という。）の「政策制度要求と提言」と、民主党の「政策集 I N D E X 2009」及び「マニフェスト」の内容は、ほとんどが一致しており、民主党の教育政策は日教組の強い影響下にあるように見受けられる。実際、新政権発足早々に、制度面において「教員免許更新制度」の廃止を含む抜本的見直し及び「全国学力・学習状況調査」の悉皆方式から抽出方式への変更並びに教育内容面において道德教育予算の縮小などが次々と実行に移されている。

さらに、本年1月に開催された日教組の第59次教育研究全国集会において、中央執行委員長が「政治の壁が低くなり、社会的パートナーとして認知された今、私たちは公教育の中心にいる」と発言し、文部科学省より政務を担う国会議員として59年ぶりに大臣政務官が出席するという状況である。

民主党が進めようとしている教育の地方分権・現場主権の考え方は、学力が世界一とされるフィンランドの教育制度をモデルにしていると考えられる。しかし、フィンランドでは、教育においては政党による意見の違いはないと言われるほど、大筋の合意をして、教育内容に政治は介入しない。すなわち、フィンランドにおいては、教育の政治的中立が確保された上で、教育の地方分権が行われているのである。

しかるに、わが国では、日教組をはじめとする教職員組合が教育現場でイデオロギー闘争及び思想教育を繰り広げ、日教組出身の政権政党の参議院議員会長が「教育に政治的中立などない」とたびたび公言する状況が今日まで続いており、教育の政治的中立が確保されているとは、到底、言えない。このような状況下で教育の地方分権化・現場主権化を行えば、日教組の意のままに偏向教育が行われる恐れがある。

民主党が掲げる教育の地方分権は、制度論としては議論の対象とできるかもしれないが、その前提として、何よりも教育の政治的中立・教育の正常化が確保されなければならない、それは国民が第一に求めるものでもある。

よって、国におかれては、拙速な制度の改廃及び教育内容の見直しを行う前に、まず、国民的議論を高め、教育関係者の意見を広く聴きながら、教育再生・教育の正常化に取り組むよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会